

令和5年第9回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年8月25日(金) 鶴ヶ島市役所 504会議室		
開会時刻	午前9時55分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時25分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名
1	沼田 富子	出席	高沢 健二
2	岡野 とし子	出席	小川 清志
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次
4	須藤 良春	欠席	新井 一三
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠
6	沼倉 裕之	出席	
7	小川 佐智恵	出席	
8	長谷川 正博	出席	
9	新井 正美	出席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
市民生活部産業振興課	主幹 遠藤 俊一	職名	氏名
同	主査 田中 正三	事務局長	玉木 亨
		主査	高橋 浩
		主任	岩波 圭介
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について		
日程第3	議案第25号 農用地利用集積計画の決定について		
日程第4	議案第26号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について		
日程第5	議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案について		
日程第6	報告第8号 報告事項について		
日程第7	その他		
議事(担当)		内 容	
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第9回農業委員会総会を開会します。</p>	
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号2番 岡野とし子 委員</p> <p>議席番号6番 沼倉 裕之 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>	
日程第2	議長	<p>議案第24号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>	
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、中央図書館の南に隣接する第1種農地で、農業振興地域の農用地については、申請のあった7筆のうち5筆が、令和4年10月19日に除外されています。残りの2筆</p>	

		<p>については、当初から農用地の指定はされていません。</p> <p>申出人は、建設事業全般や貸倉庫業などを全国的に展開している企業で、近隣では、坂戸市、日高市、嵐山町に物流倉庫を所有し、テナントに賃貸しています。申出人が所有する竣工後1年以上の貸し物流倉庫の空室率は0.4%未満であり、倉庫を必要としているテナント等からの依頼に対して物件を提供しきれていない状況となっています。</p> <p>また、昨今の小売業の業態変化に伴う流通施設のニーズはますます高まっており、インターチェンジ周辺の物流倉庫の需要は拡大しています。</p> <p>こうしたなか、事業者から鶴ヶ島周辺での物流施設を提供してほしい旨の強い要望があり、圏央道周辺の複数の候補地を検討しましたが、地権者の同意が得られず断念せざるを得ませんでした。</p> <p>本計画地は、圏央道と関越道にアクセスしやすく、国道407号線にも面しているため、物流倉庫としては最適地であり、今回の申請に至ったとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人3人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 本案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限により、議事に参与することができないため、委員の退席をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
	議長	事務局より説明をお願いします。
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。 申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、1,500㎡となっています。</p> <p>本申請は、平成25年9月1日から設定している利用権の設定期間が、本年8月31日で終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。</p>

		<p>期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっています。</p> <p>議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>農業委員 借受人に確認した内容を報告します。 ビニールハウスの傷んでいる部分については、ここで修繕するとのことです。また、草が生えている部分については、除草剤を散布したとのことです。 現地を目視したところ、ハウスではイチゴの育苗を行っているように見えました。その他の内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。  (質問・意見なし)</p> <p>議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。  (挙手全員)</p> <p>議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。 議事が終了しましたので、委員の入室を許可します。  (委員入室)</p>
日程第4	議長	<p>議案第26号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申についてを議題といたします。 本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、農用地から除外しようとする土地1件についての意見を求められているものです。 なお、意見につきましては、農振除外の適否の観点からお願いしたいと思います。 それでは、担当職員より説明をお願いします。</p>
	説明員	<p>議案書をもとに、説明します。 申出地は、現在埼玉県が整備を予定している、運動公園近くの(仮称)SAITAMAロボティクスセンターの南側になります。 申出人は、川越市大字笠幡で、主に型枠工事を施工する大工工事業を営んでいます。 今般、資材置き場として利用している太田ヶ谷地内にある父親所有の土地が、(仮称)SAITAMAロボティクスセンターの計画地となり、公共移転の対象となりました。</p>

		<p>移転先については、埼玉県土地開発公社の紹介や知人等に相談して探しましたが、条件に合う土地がなかなか見つかりませんでした。そこで、父親が所有する本申出地の利用を計画したとのこと。</p> <p>本申出地は、事務所から近く、北側は埼玉県が整備する施設計画地と外周道路に接しており、南側には住宅が点在するなど周辺農地への影響が少ないと考えられます。また、今後埼玉県が（仮称）SAITAMAロボティクスセンターの外周道路として整備する箇所の一部を借用することにより、進入路も確保できる見込みがあるなど、資材置場として最適な場所であると考え、本申出に至ったとのこと。</p> <p>なお、農振法第13条第2項の除外要件については、すべてクリアしています。</p> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 特にないので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。 本件について、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議長 挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第5</p>	<p>議長</p> <p>説明員</p> <p>議長</p>	<p>議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案についてを議題といたします。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案について、市長から意見を求められているものです。</p> <p>説明員より、説明をお願いします。</p> <p>市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めています。</p> <p>この構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即して市町村が定めています。令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法が改正され、埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことから、ここで市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するものです。</p> <p>今回の主な変更点は、(1)人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直し(2)法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定(3)農用地の利用の集積に関する目標値の変更(4)その他文言の整理の4点となっています。</p> <p>なお、施行については、令和5年9月末日までに、告示・施行が必要となります。</p> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。</p>

		<p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	委員	<p>事前に配付された資料を一通り読んでみましたが、ボリュームが多くポイントがよくつかめませんでした。今後の鶴ヶ島の農業をどうしていきたいのか、もう少し具体的に説明していただければと思います。</p>
	事務局	<p>今回の改正は、基本的には法の改正に伴うもので、営農に関して大きく変わったところはありません。本市の農業についての構成は、実情に応じたものとしていきます。今後、地域計画の策定に取り組んでいくこととなりますが、その際にはいろいろとご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。</p>
	議長	<p>そのほかに何かありますか。</p>
	委員	<p>私も一通り目を通してみましたが、数字について教えていただきたいと思っています。この構想では、具体的な経営の指標として、年間農業所得250万円、年間総労働時間1800時間とされていますが、年間総労働時間は、大手企業並みの労働時間であり、実際にこの内容で農業経営が成り立つのか不安を感じました。</p> <p>また、農業の取組として、他市町村との違いを打ち出すことも大事だと思います。鶴ヶ島の農業の特徴があれば紹介してください。</p>
	事務局	<p>年間農業所得は、新規認定就農者の場合は250万円としていますが、認定農業者につきましては560万円としています。</p> <p>年間総労働時間は、大手企業を目標としたものではなく、埼玉県が策定している基本指針の内容に合わせたものとなっています。また、基本構想は、県の基本指針に即して各市町村が作成しているため、市町村による特徴はあまりありません。</p>
	議長	<p>ほかに何かありますか。</p> <p>特にないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。</p> <p>本件については、「異存なし」とすることで決議をしたいと思っています。本件について、「異存なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、本件は、「異存なし」とすることに決定しました。</p>
日程第6	議長	<p>報告第8号 「報告事項について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明（報告）をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第8回総会における審議案件 5 件</li> <li>・農地法第5条の規定による許可 の取消申出について なし</li> <li>・農地法第4条の転用届出専決処分 なし</li> <li>・農地法第5条の転用届出専決処分 3 件</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出</li> <li>・農地改良等に係る届出</li> <li>・諸証明の発行</li> </ul>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>	
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>	
日程第7	議長	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p>	
	事務局	<p>特にありません。</p>	
議事録の署名	議長	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p>	
	事務局	<p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。</p> <p>議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。</p>	
閉会	議長	<p>以上をもって、令和5年第9回農業委員会総会を閉会します。</p>	